

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
池田高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 554 1751 711"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和3年4月5日</td> <td>3,040円</td> <td>令和3年5月20日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>滋賀県</td> <td>令和3年4月5日</td> <td>3,580円</td> <td>令和3年5月20日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	兵庫県姫路市	令和3年4月5日	3,040円	令和3年5月20日	B	滋賀県	令和3年4月5日	3,580円	令和3年5月20日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日													
A	兵庫県姫路市	令和3年4月5日	3,040円	令和3年5月20日													
B	滋賀県	令和3年4月5日	3,580円	令和3年5月20日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月31日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
池田高等学校	<p>非常勤職員の出勤簿を確認したところ、年休の記載がされているにもかかわらず年次休暇届が提出されていないものが1件、出退勤の記載のないものが3件あった。この4件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="575 575 1581 795"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿の記載</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>令和3年7月23日</td> <td>年休</td> <td>年休届の未提出</td> </tr> <tr> <td>令和3年12月17日</td> <td>なし</td> <td>年休届の未提出</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月4日</td> <td>なし</td> <td>年休届の未提出</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月5日</td> <td>なし</td> <td>年休届の未提出</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿の記載	原因	A	令和3年7月23日	年休	年休届の未提出	令和3年12月17日	なし	年休届の未提出	令和4年1月4日	なし	年休届の未提出	令和4年1月5日	なし	年休届の未提出	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、非常勤職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。</p>
職員	日付	出勤簿の記載	原因																
A	令和3年7月23日	年休	年休届の未提出																
	令和3年12月17日	なし	年休届の未提出																
	令和4年1月4日	なし	年休届の未提出																
	令和4年1月5日	なし	年休届の未提出																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月31日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>渋谷高等学校</p>	<p>タクシー借上げ料について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、タクシー使用後に行われていた。</p> <p>契約名称：タクシー借上げ料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 タクシー使用日：令和3年4月22日（金額：7,650円） 2 経費支出伺書の起案日：令和3年4月23日 3 経費支出伺書の決裁日：令和3年4月23日 4 支出負担行為額：20,000円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p style="margin-left: 20px;">イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																								
桜塚高等学校	<p>契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。</p> <p>契約名称：大阪府立桜塚高等学校の消防設備保守点検業務 (機器・総合点検及び機器点検)</p> <table border="1" data-bbox="557 625 1644 779"> <tr><td>契約期間</td><td>令和3年7月1日から令和4年3月31日まで</td></tr> <tr><td>契約金額</td><td>216,700円</td></tr> <tr><td>完了日</td><td>令和3年8月19日、令和4年3月31日</td></tr> <tr><td>検査日</td><td>令和3年8月19日、令和4年3月31日</td></tr> </table> <p>契約名称：授業アンケートシステム運用業務委託</p> <table border="1" data-bbox="557 856 1644 1010"> <tr><td>契約期間</td><td>令和3年7月1日から令和4年3月31日まで</td></tr> <tr><td>契約金額</td><td>48,400円</td></tr> <tr><td>完了日</td><td>令和3年7月28日、令和4年1月7日</td></tr> <tr><td>検査日</td><td>令和3年7月28日、令和4年1月7日</td></tr> </table> <p>契約名称：大阪府立桜塚高等学校産業廃棄物（蛍光灯）収集運搬及び処分の委託業務</p> <table border="1" data-bbox="557 1087 1644 1241"> <tr><td>契約期間</td><td>令和3年11月15日から令和4年3月31日まで</td></tr> <tr><td>契約金額</td><td>80,300円</td></tr> <tr><td>完了日</td><td>令和3年12月28日</td></tr> <tr><td>検査日</td><td>令和3年12月28日</td></tr> </table> <p>契約名称：グリストラップ清掃業務</p> <table border="1" data-bbox="557 1318 1644 1472"> <tr><td>契約期間</td><td>令和3年7月21日から同年8月31日まで</td></tr> <tr><td>契約金額</td><td>77,000円</td></tr> <tr><td>完了日</td><td>令和3年7月21日</td></tr> <tr><td>検査日</td><td>令和3年7月26日</td></tr> </table> <p>契約名称：大阪府立桜塚高等学校北館（4号館）4階廊下雨漏り補修</p> <table border="1" data-bbox="557 1549 1644 1703"> <tr><td>契約期間</td><td>令和3年7月21日から同年8月31日まで</td></tr> <tr><td>契約金額</td><td>385,000円</td></tr> <tr><td>完了日</td><td>令和3年7月23日</td></tr> <tr><td>検査日</td><td>令和3年7月23日</td></tr> </table>	契約期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで	契約金額	216,700円	完了日	令和3年8月19日、令和4年3月31日	検査日	令和3年8月19日、令和4年3月31日	契約期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで	契約金額	48,400円	完了日	令和3年7月28日、令和4年1月7日	検査日	令和3年7月28日、令和4年1月7日	契約期間	令和3年11月15日から令和4年3月31日まで	契約金額	80,300円	完了日	令和3年12月28日	検査日	令和3年12月28日	契約期間	令和3年7月21日から同年8月31日まで	契約金額	77,000円	完了日	令和3年7月21日	検査日	令和3年7月26日	契約期間	令和3年7月21日から同年8月31日まで	契約金額	385,000円	完了日	令和3年7月23日	検査日	令和3年7月23日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>
契約期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで																																									
契約金額	216,700円																																									
完了日	令和3年8月19日、令和4年3月31日																																									
検査日	令和3年8月19日、令和4年3月31日																																									
契約期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで																																									
契約金額	48,400円																																									
完了日	令和3年7月28日、令和4年1月7日																																									
検査日	令和3年7月28日、令和4年1月7日																																									
契約期間	令和3年11月15日から令和4年3月31日まで																																									
契約金額	80,300円																																									
完了日	令和3年12月28日																																									
検査日	令和3年12月28日																																									
契約期間	令和3年7月21日から同年8月31日まで																																									
契約金額	77,000円																																									
完了日	令和3年7月21日																																									
検査日	令和3年7月26日																																									
契約期間	令和3年7月21日から同年8月31日まで																																									
契約金額	385,000円																																									
完了日	令和3年7月23日																																									
検査日	令和3年7月23日																																									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月13日）

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
桜塚高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="507 554 1665 659"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>兵庫県姫路市</td> <td>令和3年4月11日</td> <td>3,640円</td> <td>令和3年5月25日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	兵庫県姫路市	令和3年4月11日	3,640円	令和3年5月25日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	兵庫県姫路市	令和3年4月11日	3,640円	令和3年5月25日								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月13日)

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
吹田高等学校	<p>令和3年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 548 1665 779"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事</td> <td>385,000円</td> <td>385,000円</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td>499,400円</td> <td>499,400円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和3年度	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	385,000円	385,000円	同上	情報コンセント増設に係るLAN工事	499,400円	499,400円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額											
令和3年度	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	385,000円	385,000円											
同上	情報コンセント増設に係るLAN工事	499,400円	499,400円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
北千里高等学校	<p>出勤簿を確認したところ、遅参ありとなっているものが3件あった。この3件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 493 1647 808"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年10月18日</td> <td>遅参</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和3年12月28日</td> <td>遅参</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月5日</td> <td>遅参</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和3年10月18日	遅参	年休入力漏れ	B	令和3年12月28日	遅参	年休入力漏れ	令和4年1月5日	遅参	年休入力漏れ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因														
A	令和3年10月18日	遅参	年休入力漏れ														
B	令和3年12月28日	遅参	年休入力漏れ														
	令和4年1月5日	遅参	年休入力漏れ														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年2月2日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
北千里高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1611 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 685 611">品種</th> <th data-bbox="685 510 1003 611">品目 商品名</th> <th data-bbox="1003 510 1288 611">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1288 510 1412 611">数量</th> <th data-bbox="1412 510 1611 611">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 611 685 716" rowspan="2">家具什器類</td> <td data-bbox="685 611 1003 667">ちゅう房器具</td> <td data-bbox="1003 611 1288 716" rowspan="2">令和4年3月20日</td> <td data-bbox="1288 611 1412 716" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1412 611 1611 716" rowspan="2">132,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 667 1003 716">ウォータークーラー</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	ちゅう房器具	令和4年3月20日	1	132,000円	ウォータークーラー	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1673 548 2733 842" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
家具什器類	ちゅう房器具	令和4年3月20日	1	132,000円									
	ウォータークーラー												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年2月2日)

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
三島高等学校	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和3年12月26日（検査日：令和3年12月26日）</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1475 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源コンセント増設工事（26教室）</td> <td>228,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年2月19日（検査日：令和4年2月19日）</p> <table border="1" data-bbox="549 869 1475 1043"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td>220,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	電源コンセント増設工事（26教室）	228,800円	工事名称	金額	情報コンセント増設に係るLAN工事	220,000円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額									
電源コンセント増設工事（26教室）	228,800円									
工事名称	金額									
情報コンセント増設に係るLAN工事	220,000円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
芥川高等学校	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和3年12月28日（検査日：令和3年12月28日）</p> <table border="1" data-bbox="531 583 1460 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各教室の電源コンセント増設工事</td> <td>187,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	各教室の電源コンセント増設工事	187,000円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
各教室の電源コンセント増設工事	187,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
緑風冠高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1792 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 765 590">品種</th> <th data-bbox="765 510 1095 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1095 510 1418 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1418 510 1587 590">数量</th> <th data-bbox="1587 510 1792 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 590 765 674">家具什器類</td> <td data-bbox="765 590 1095 674">その他器具類 ビデオコーダー</td> <td data-bbox="1095 590 1418 674">平成2年3月30日</td> <td data-bbox="1418 590 1587 674">2</td> <td data-bbox="1587 590 1792 674">278,100円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	その他器具類 ビデオコーダー	平成2年3月30日	2	278,100円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
家具什器類	その他器具類 ビデオコーダー	平成2年3月30日	2	278,100円								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月20日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
夕陽丘高等学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 548 1567 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 548 688 663">職員</th> <th data-bbox="694 548 902 663">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="908 548 1231 663">ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th data-bbox="1237 548 1567 663">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 667 688 779">A</td> <td data-bbox="694 667 902 779">令和3年7月26日</td> <td data-bbox="908 667 1231 779">午前8時30分から午後0時15分まで</td> <td data-bbox="1237 667 1567 779">午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年7月26日	午前8時30分から午後0時15分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p> </div>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間							
A	令和3年7月26日	午前8時30分から午後0時15分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月25日)

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>阿倍野高等学校</p>	<p>令和3年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 548 1644 772"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事</td> <td>693,000円</td> <td>693,000円</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td>493,900円</td> <td>493,900円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和3年度	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	693,000円	693,000円	同上	情報コンセント増設に係るLAN工事	493,900円	493,900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額											
令和3年度	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	693,000円	693,000円											
同上	情報コンセント増設に係るLAN工事	493,900円	493,900円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
平野高等学校	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和3年12月12日（検査日：令和3年12月27日）※</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1475 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末電源保管庫用電源コンセント増設工事</td> <td>498,995円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※完了届提出日：令和3年12月27日</p> <p>2 工事完了日：令和4年3月27日（検査日：令和4年3月27日）</p> <table border="1" data-bbox="549 869 1475 1043"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報コンセント増設等工事</td> <td>499,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和4年3月27日（検査日：令和4年3月27日）</p> <table border="1" data-bbox="549 1119 1475 1293"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報コンセント増設追加工事</td> <td>181,500円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	端末電源保管庫用電源コンセント増設工事	498,995円	工事名称	金額	情報コンセント増設等工事	499,950円	工事名称	金額	情報コンセント増設追加工事	181,500円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額													
端末電源保管庫用電源コンセント増設工事	498,995円													
工事名称	金額													
情報コンセント増設等工事	499,950円													
工事名称	金額													
情報コンセント増設追加工事	181,500円													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
八尾高等学校	<p>設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和3年7月20日（検査日：令和3年7月20日）</p> <table border="1" data-bbox="549 625 1475 795"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別教室棟1階被服教室空調機設置工事</td> <td>1,052,700円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	特別教室棟1階被服教室空調機設置工事	1,052,700円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
特別教室棟1階被服教室空調機設置工事	1,052,700円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
<p>懐風館高等学校</p>	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 548 1567 890"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 548 685 663">職員</th> <th data-bbox="685 548 902 663">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="902 548 1234 663">ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th data-bbox="1234 548 1567 663">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 663 685 779" rowspan="2">A</td> <td data-bbox="685 663 902 779">令和3年7月26日</td> <td data-bbox="902 663 1234 779">午前8時20分から午後0時30分まで</td> <td data-bbox="1234 663 1567 779">午前8時20分から午後4時50分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 779 902 890">令和3年8月23日</td> <td data-bbox="902 779 1234 890">午前8時20分から午後0時30分まで</td> <td data-bbox="1234 779 1567 890">午前8時20分から午後4時50分まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年7月26日	午前8時20分から午後0時30分まで	午前8時20分から午後4時50分まで (全日)	令和3年8月23日	午前8時20分から午後0時30分まで	午前8時20分から午後4時50分まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p> </div>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間										
A	令和3年7月26日	午前8時20分から午後0時30分まで	午前8時20分から午後4時50分まで (全日)										
	令和3年8月23日	午前8時20分から午後0時30分まで	午前8時20分から午後4時50分まで (全日)										

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月27日)

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
懐風館高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="486 585 1154 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 585 620 682">職員</th> <th data-bbox="620 585 908 682">事実発生時期</th> <th data-bbox="908 585 1154 682">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 682 620 770">A</td> <td data-bbox="620 682 908 770">令和3年4月</td> <td data-bbox="908 682 1154 770">3件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和3年4月	3件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和3年4月	3件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月27日）

不適切なサービス管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
登美丘高等学校	<p>定期健康診断の受診に係る管内出張について、職員が誤って職務専念義務免除申請としてシステム登録を行い、決裁権者が誤って承認していた。そのため、管内出張に係る旅費も未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 548 1391 661"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張日</th> <th>未払旅費額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪市中央区</td> <td>令和3年9月24日</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市中央区	令和3年9月24日	900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【府立学校職員健康診断実施要項】 8 健康診断受診に伴うサービスの取扱い ○健康診断受診に伴うサービスの取扱いについては、次のとおりとする。 ただし、この取扱いは指定健診機関に指示された医療機関を受診する場合に限る。</p> <table border="1" data-bbox="1469 680 2703 926"> <thead> <tr> <th colspan="2">健康診断の種類</th> <th>検査項目等</th> <th>サービスの取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期健康診断</td> <td>一次</td> <td>○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査</td> <td>出張 *指定健診機関に指示された医療機関で受診すること</td> </tr> </tbody> </table> </div>	健康診断の種類		検査項目等	サービスの取扱い	定期健康診断	一次	○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査	出張 *指定健診機関に指示された医療機関で受診すること
職員	出張先	出張日	未払旅費額															
A	大阪市中央区	令和3年9月24日	900円															
健康診断の種類		検査項目等	サービスの取扱い															
定期健康診断	一次	○結核検査、医師の診察、尿検査、血圧測定、身長・体重、視力検査、血液検査、聴力検査、心電図検査、腹囲測定、胃検査	出張 *指定健診機関に指示された医療機関で受診すること															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月20日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
登美丘高等学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別		許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
土地		0.9㎡	選挙ポスター掲示場の設置	免除	令和3年10月9日から 同年11月30日まで	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月20日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
<p>登美丘高等学校</p>	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="442 512 1774 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="442 512 715 585">品種</th> <th data-bbox="715 512 1098 585">品目 商品名</th> <th data-bbox="1098 512 1391 585">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1391 512 1534 585">数量</th> <th data-bbox="1534 512 1774 585">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="442 585 715 667">家具什器類</td> <td data-bbox="715 585 1098 667">冷暖房器具 エアコン</td> <td data-bbox="1098 585 1391 667">平成16年8月17日</td> <td data-bbox="1391 585 1534 667">1</td> <td data-bbox="1534 585 1774 667">252,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具 エアコン	平成16年8月17日	1	252,000円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
家具什器類	冷暖房器具 エアコン	平成16年8月17日	1	252,000円								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年1月20日)

行政財産の使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
<p>堺上高等学校</p>	<p>業者等が設置する公衆電話の電気代については、当該行政財産使用許可書に基づき、徴収することとなっている。 令和3年度における電気代の徴収に当たり、関西電力の小型機器料金の料金単価を基に算出していたが、誤った料金単価を基に算出していたため、徴収不足となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 625 1412 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者等が負担する電気料金</td> <td>7,692円</td> <td>7,824円</td> <td>132円</td> </tr> </tbody> </table>		誤 (既収納額)	正	不足額	業者等が負担する電気料金	7,692円	7,824円	132円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第3章 公有財産の管理事務 第7節 使用許可 第4 使用料 7 使用料についての留意点 (2) 行政財産の使用に伴って消費する電気、ガス及び水道等の経費については使用料の中には含まれていないので、別段の整理をすること。(財産活用課庁内WEBの要綱、要領、基準等(光熱水費等の徴収事務)を参照)</p> <p>【行政財産の使用許可にかかる光熱水費等経費の徴収事務の取扱規準(平成11年3月11日付け管財第488号)】 1 光熱水費等経費 (1) 電気・ガス・上下水道・空調・警備・清掃・各種メンテナンス等の各項目とする。(以下略)</p> <p>【行政財産使用許可書】 第8 使用者は、許可物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。</p> </div>
	誤 (既収納額)	正	不足額							
業者等が負担する電気料金	7,692円	7,824円	132円							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年2月3日)

特殊勤務手当の誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項															
堺上高等学校	教員特殊業務手当について、支給対象外の職員に支給されていた。						<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の特務勤務手当に関する条例】 (教員特殊業務手当) 第18条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校(以下これらを「義務教育諸学校」という。)に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で、給与条例第3条第1項第4号イに規定する高等学校等教育職給料表又は同号ロに規定する小学校・中学校教育職給料表の職務の級が1級、2級若しくは特2級であるものが、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が次項の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める場合に該当するときに支給する。 2 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの</p> <p>【給与実務の手引き】 第2章 手当編 第6 特殊勤務手当 (教員特殊業務手当一覧) (平成30年4月1日～)</p> <table border="1" data-bbox="1635 1150 2724 1451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給対象業務</th> <th colspan="3">支給要件</th> <th rowspan="2">手当額 【日額】</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの(中略)(※1)</td> <td colspan="3">その日において、業務に従事した時間が7時間45分以上であるとき。</td> <td>5,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) ○「修学旅行、林間・臨海学校等」の「等」とは、いわゆる移動教室、スキー学校など修学旅行又は林間・臨海学校と類似した行事をいい、クラブ活動として行うものはこれには含まれない。 ○「……泊を伴うもの」には、2日以上以上の旅行の最終日における指導業務が含まれる。 ○「……泊を伴うもの」には、当該業務に従事する時間が7時間45分程度に及ぶ出発及び帰校の日の業務が含まれる。</p>			支給対象業務	支給要件			手当額 【日額】	(略)	(略)	(略)	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの(中略)(※1)	その日において、業務に従事した時間が7時間45分以上であるとき。			5,100円
支給対象業務	支給要件			手当額 【日額】																		
	(略)	(略)	(略)																			
修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において、児童又は生徒を引率して行う指導の業務で泊を伴うもの(中略)(※1)	その日において、業務に従事した時間が7時間45分以上であるとき。			5,100円																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年2月3日)

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
<p>堺上高等学校</p>	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種及び接種との関連性が高いと認められる症状による療養に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 583 1552 774"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 583 647 661">職員</th> <th data-bbox="647 583 863 661">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="863 583 1207 661">ワクチン接種等に必要と認める時間</th> <th data-bbox="1207 583 1552 661">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 661 647 774">A</td> <td data-bbox="647 661 863 774">令和4年3月31日</td> <td data-bbox="863 661 1207 774">午後0時25分から午後4時55分まで</td> <td data-bbox="1207 661 1552 774">午前8時25分から午後4時55分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種等に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和4年3月31日	午後0時25分から午後4時55分まで	午前8時25分から午後4時55分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) 7 新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間)</p> </div>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種等に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間							
A	令和4年3月31日	午後0時25分から午後4時55分まで	午前8時25分から午後4時55分まで(全日)							

		※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和3年6月2日付け大人委第1349号）】による。
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年2月3日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
堺上高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1792 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 510 765 590">品種</th> <th data-bbox="765 510 1095 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1095 510 1421 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1421 510 1587 590">数量</th> <th data-bbox="1587 510 1792 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 590 765 674" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="765 590 1095 630">OA器具類</td> <td data-bbox="1095 590 1421 674" rowspan="2">平成17年12月 5 日</td> <td data-bbox="1421 590 1587 674" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1587 590 1792 674" rowspan="2">136,290円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="765 630 1095 674">パソコン</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA器具類	平成17年12月 5 日	1	136,290円	パソコン	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	OA器具類	平成17年12月 5 日	1	136,290円									
	パソコン												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年2月3日)

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
千里青雲高等学校	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年1月6日（検査日：令和4年1月6日）</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1475 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事</td> <td>366,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年2月7日（検査日：令和4年2月7日）</p> <table border="1" data-bbox="549 907 1475 1081"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td>496,540円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	366,300円	工事名称	金額	情報コンセント増設に係るLAN工事	496,540円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額									
生徒1人1台端末に係る充電機能機器設置場所等への電源コンセント増設工事	366,300円									
工事名称	金額									
情報コンセント増設に係るLAN工事	496,540円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
八尾北高等学校	<p>増設工事及び設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年1月11日（検査日：令和4年1月11日）</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1475 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G I G Aスクール構想に伴う充電コンセント等増設工事</td> <td>236,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年3月17日（検査日：令和4年3月17日）</p> <table border="1" data-bbox="549 909 1475 1083"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オアシス教室プロジェクターの設置工事</td> <td>249,700円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	G I G Aスクール構想に伴う充電コンセント等増設工事	236,500円	工事名称	金額	オアシス教室プロジェクターの設置工事	249,700円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額									
G I G Aスクール構想に伴う充電コンセント等増設工事	236,500円									
工事名称	金額									
オアシス教室プロジェクターの設置工事	249,700円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
<p>松原高等学校</p>	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年3月31日（検査日：令和4年3月31日）</p> <table border="1" data-bbox="531 583 1460 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 583 1139 674">工事名称</th> <th data-bbox="1139 583 1460 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 674 1139 758">情報コンセント増設に係るLAN工事</td> <td data-bbox="1139 674 1460 758">495,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	情報コンセント増設に係るLAN工事	495,000円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
情報コンセント増設に係るLAN工事	495,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和3年10月2日（検査日：令和3年10月2日）</p> <table border="1" data-bbox="549 625 1475 795"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源コンセント増設工事</td> <td>627,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年3月7日（検査日：令和4年3月7日）</p> <table border="1" data-bbox="549 909 1475 1079"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報コンセント増設工事</td> <td>495,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	電源コンセント増設工事	627,000円	工事名称	金額	情報コンセント増設工事	495,000円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額									
電源コンセント増設工事	627,000円									
工事名称	金額									
情報コンセント増設工事	495,000円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
長吉高等学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1605 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 583 694 699">職員</th> <th data-bbox="700 583 914 699">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="920 583 1258 699">ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th data-bbox="1264 583 1605 699">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 703 694 779">A</td> <td data-bbox="700 703 914 779">令和3年7月30日</td> <td data-bbox="920 703 1258 779">午前10時00分から午前11時30分まで</td> <td data-bbox="1264 703 1605 779">午前10時00分から午後4時50分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年7月30日	午前10時00分から午前11時30分まで	午前10時00分から午後4時50分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p> </div>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間							
A	令和3年7月30日	午前10時00分から午前11時30分まで	午前10時00分から午後4時50分まで							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月31日)

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
<p>長吉高等学校</p>	<p>消防法で6月ごと又は1年ごとに行うよう定められている消防用設備等の点検を実施していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="552 510 1484 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>前回点検日</th> <th>令和3年度点検日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器点検 (6月ごと)</td> <td>令和3年3月14日</td> <td>実施せず</td> </tr> <tr> <td>総合点検 (1年ごと)</td> <td>令和2年8月23日</td> <td>実施せず</td> </tr> </tbody> </table>		前回点検日	令和3年度点検日	機器点検 (6月ごと)	令和3年3月14日	実施せず	総合点検 (1年ごと)	令和2年8月23日	実施せず	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【消防法】 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1567 1297 2718 1409"> <tbody> <tr> <td>(七)</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。</p>	(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
	前回点検日	令和3年度点検日											
機器点検 (6月ごと)	令和3年3月14日	実施せず											
総合点検 (1年ごと)	令和2年8月23日	実施せず											
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの												

【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）】

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月31日）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
農芸高等学校	<p>校内電灯回路漏電調査の契約について、比較見積書を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：校内電灯回路漏電調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和3年4月8日から同月23日まで 2 契約金額：440,000円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の徴取)</p> <p>第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> </div>

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日)

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
農芸高等学校	<p>管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 548 1715 730"><thead><tr><th data-bbox="507 548 629 625">職員</th><th data-bbox="635 548 958 625">出張先</th><th data-bbox="964 548 1430 625">出張日</th><th data-bbox="1436 548 1715 625">未払旅費額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="507 627 629 730">A</td><td data-bbox="635 627 958 730">大阪市住之江区</td><td data-bbox="964 627 1430 730">令和3年9月7日</td><td data-bbox="1436 627 1715 730">1,600円</td></tr></tbody></table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市住之江区	令和3年9月7日	1,600円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	大阪市住之江区	令和3年9月7日	1,600円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																								
農芸高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが8件あった。</p> <table border="1" data-bbox="498 554 1751 1073"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>兵庫県加古川市</td> <td>令和3年6月18日</td> <td>4,100円</td> <td>令和3年7月20日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加古川市</td> <td>令和3年7月19日</td> <td>4,100円</td> <td>令和3年9月2日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加古川市</td> <td>令和3年7月20日</td> <td>4,100円</td> <td>令和3年9月2日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>兵庫県加古川市</td> <td>令和3年6月18日</td> <td>3,500円</td> <td>令和3年7月20日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加古川市</td> <td>令和3年7月19日</td> <td>3,500円</td> <td>令和3年9月2日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県加古川市</td> <td>令和3年7月20日</td> <td>3,500円</td> <td>令和3年9月2日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>兵庫県三田市</td> <td>令和3年7月21日</td> <td>2,200円</td> <td>令和3年9月2日</td> </tr> <tr> <td>兵庫県三田市</td> <td>令和3年7月22日</td> <td>2,200円</td> <td>令和3年9月2日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	兵庫県加古川市	令和3年6月18日	4,100円	令和3年7月20日	兵庫県加古川市	令和3年7月19日	4,100円	令和3年9月2日	兵庫県加古川市	令和3年7月20日	4,100円	令和3年9月2日	B	兵庫県加古川市	令和3年6月18日	3,500円	令和3年7月20日	兵庫県加古川市	令和3年7月19日	3,500円	令和3年9月2日	兵庫県加古川市	令和3年7月20日	3,500円	令和3年9月2日	C	兵庫県三田市	令和3年7月21日	2,200円	令和3年9月2日	兵庫県三田市	令和3年7月22日	2,200円	令和3年9月2日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																																						
A	兵庫県加古川市	令和3年6月18日	4,100円	令和3年7月20日																																						
	兵庫県加古川市	令和3年7月19日	4,100円	令和3年9月2日																																						
	兵庫県加古川市	令和3年7月20日	4,100円	令和3年9月2日																																						
B	兵庫県加古川市	令和3年6月18日	3,500円	令和3年7月20日																																						
	兵庫県加古川市	令和3年7月19日	3,500円	令和3年9月2日																																						
	兵庫県加古川市	令和3年7月20日	3,500円	令和3年9月2日																																						
C	兵庫県三田市	令和3年7月21日	2,200円	令和3年9月2日																																						
	兵庫県三田市	令和3年7月22日	2,200円	令和3年9月2日																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																						
農芸高等学校	<p>1 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1665 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>建物108.00㎡、 自動販売機 建 物外3台</td> <td>食堂</td> <td>(注1) 255,560円</td> <td>(注1) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「251,880円」のまま放置されていた。また、許可期間が「平成30年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。</p> <p>2 借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 888 1700 1041"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>堺市美原区 太井535</td> <td>1,431.00㎡</td> <td>実習農場</td> <td>無償</td> <td>(注2) 平成12年4月1日から 令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注2) 公有財産台帳では、許可期間が「平成12年4月1日から平成27年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	建物108.00㎡、 自動販売機 建 物外3台	食堂	(注1) 255,560円	(注1) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	堺市美原区 太井535	1,431.00㎡	実習農場	無償	(注2) 平成12年4月1日から 令和5年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																				
建物	建物108.00㎡、 自動販売機 建 物外3台	食堂	(注1) 255,560円	(注1) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで																				
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間																			
土地	堺市美原区 太井535	1,431.00㎡	実習農場	無償	(注2) 平成12年4月1日から 令和5年3月31日まで																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
<p>農芸高等学校</p>	<p>学校の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="522 520 1614 693"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 520 1338 604">物件名</th> <th data-bbox="1338 520 1614 604">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 604 1338 693">通学路徐行の看板</td> <td data-bbox="1338 604 1614 693">1</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	通学路徐行の看板	1	<p>検出事項について、設置者を調査・確認の上、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。</p> <p>(使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 </div>
物件名	数量					
通学路徐行の看板	1					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
佐野工科高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 554 1543 1010"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>北海道</td> <td>令和4年1月4日から同月7日まで</td> <td>54,870円</td> <td>令和4年2月16日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>北海道</td> <td>令和4年1月4日から同月7日まで</td> <td>54,870円</td> <td>令和4年2月16日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>北海道</td> <td>令和4年1月4日から同月7日まで</td> <td>54,870円</td> <td>令和4年2月16日</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>長野県</td> <td>令和4年1月8日から同月9日まで</td> <td>35,000円</td> <td>令和4年2月16日</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>長野県</td> <td>令和4年1月8日から同月9日まで</td> <td>33,900円</td> <td>令和4年2月16日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	北海道	令和4年1月4日から同月7日まで	54,870円	令和4年2月16日	B	北海道	令和4年1月4日から同月7日まで	54,870円	令和4年2月16日	C	北海道	令和4年1月4日から同月7日まで	54,870円	令和4年2月16日	D	長野県	令和4年1月8日から同月9日まで	35,000円	令和4年2月16日	E	長野県	令和4年1月8日から同月9日まで	33,900円	令和4年2月16日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日																												
A	北海道	令和4年1月4日から同月7日まで	54,870円	令和4年2月16日																												
B	北海道	令和4年1月4日から同月7日まで	54,870円	令和4年2月16日																												
C	北海道	令和4年1月4日から同月7日まで	54,870円	令和4年2月16日																												
D	長野県	令和4年1月8日から同月9日まで	35,000円	令和4年2月16日																												
E	長野県	令和4年1月8日から同月9日まで	33,900円	令和4年2月16日																												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月15日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																						
佐野工科高等学校	<p>特別休暇（服喪休暇）について、条例及び規則で定める日数を超えて申請・承認しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="590 510 1436 674"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>配偶者の祖父 (休暇日数：1日)</td> <td>令和3年8月4日から 同月6日までの3日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="590 863 1632 1026"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>葬儀の場所</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>おじ (休暇日数：1日)</td> <td>広島県 尾道市</td> <td>令和4年2月17日から 同月18日までの2日間</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	休暇承認日	A	配偶者の祖父 (休暇日数：1日)	令和3年8月4日から 同月6日までの3日間	職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日	B	おじ (休暇日数：1日)	広島県 尾道市	令和4年2月17日から 同月18日までの2日間	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1768 1098 2671 1329"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	休暇承認日																						
A	配偶者の祖父 (休暇日数：1日)	令和3年8月4日から 同月6日までの3日間																						
職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日																					
B	おじ (休暇日数：1日)	広島県 尾道市	令和4年2月17日から 同月18日までの2日間																					
死亡した者	日数																							
父母、配偶者、子	7日																							
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																							
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月15日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
佐野工科高等学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="557 548 1605 926"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年2月14日</td> <td>午前11時00分から 午後4時00分まで</td> <td>午前8時30分から 午後5時00分まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年2月14日	午前11時00分から 午後4時00分まで	午前8時30分から 午後5時00分まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1762 1360 2668 1625"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年2月14日	午前11時00分から 午後4時00分まで	午前8時30分から 午後5時00分まで (全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月15日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																													
佐野工科高等学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種及び接種との関連性が高いと認められる症状による療養に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1543 1457"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>ワクチン接種日</th> <th>ワクチン接種等に必要と認める時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>令和3年8月2日</td> <td>午前10時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月23日</td> <td>午前10時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和4年3月30日</td> <td>午前10時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和3年9月24日</td> <td>午前9時50分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>令和3年7月26日</td> <td>午前11時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月23日</td> <td>午前11時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>令和3年8月20日</td> <td>午前11時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種等に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年8月2日	午前10時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	令和3年8月23日	午前10時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	令和4年3月30日	午前10時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	B	令和3年9月24日	午前9時50分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	C	令和3年7月26日	午前11時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	令和3年8月23日	午前11時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	D	令和3年8月20日	午前11時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) 7 新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間)</p>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種等に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																												
A	令和3年8月2日	午前10時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												
	令和3年8月23日	午前10時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												
	令和4年3月30日	午前10時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												
B	令和3年9月24日	午前9時50分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												
C	令和3年7月26日	午前11時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												
	令和3年8月23日	午前11時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												
D	令和3年8月20日	午前11時00分から午後5時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																												

		※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて（通知）（令和3年6月2日付け大人委第1349号）】による。
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月15日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
佐野工科高等学校	<p>出勤簿を確認したところ、出退勤の記録のないものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 493 1641 630"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">令和3年8月18日</td> <td>出勤なし</td> <td rowspan="2">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>退勤なし</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和3年8月18日	出勤なし	年休入力漏れ	退勤なし	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因								
A	令和3年8月18日	出勤なし	年休入力漏れ								
		退勤なし									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月15日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
佐野工科高等学校	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	土地	10本	第1種電柱・支線（電力供給事業）	17,000円	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	1本	第3種電柱（電力供給）	3,700円	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	2本	第2種電柱（電力供給）	5,400円	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	3本	認定電気通信事業設備維持のため（電柱）	4,500円	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	186.00m 外径60mm ほか	公共上水道管理設	14,880円	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	2本	テレビ電波障害対策施設の設置の為（電柱）	3,000円	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	1基	歩行者の安全確保の為（道路反射鏡）	免除	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	建物	0.06㎡	一級基準点の設置	免除	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	6.66㎡	退避所（本校生徒の通学路安全を確保「道路狭小の為」）	免除	(注1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	

				令和5年3月31日まで (注5) 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
土地	53.0m 外径89mm	ガス管理設	4,240円	
土地	5.175m ²	待避所（本校生徒の通学路安全確保）	免除	(注5) 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで
建物	1台	公衆電話（生徒・職員の福利厚生）	(注6) 4,070円	(注7) 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
建物	(注8) 77.3m ²	食堂（生徒・職員の福利厚生）	(注9) 130,570円	(注7) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
土地	2台	自動販売機（生徒・職員の福利厚生）	(注10) 38,060円	(注7) 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成25年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注2) 令和3年1月7日に許可数量が変更となったが、公有財産台帳では、「1」のまま放置されていた。

(注3) 令和3年1月7日に年間使用料が変更となったが、公有財産台帳では、「1,500円」のまま放置されていた。

(注4) 公有財産台帳では、許可期間が「平成26年12月24日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注5) 公有財産台帳では、許可期間が「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注6) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「3,990円」のまま放置されていた。

(注7) 公有財産台帳では、許可期間が「平成28年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。

(注8) 公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「76.44m²」のまま放置されていた。

(注9) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「109,400円」のまま放置されていた。

(注10) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「37,360円」のまま放置されていた。

また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
土地	11.07m ²	指定避難所に係る防災備蓄倉庫の設置	免除	平成31年1月4日から 令和5年3月31日まで

	建物	134.42m ²	太陽光発電設備	12,700円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	
	建物	0.08m ²	ろ過機ポンプインバータ盤	770円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	
	建物	0.12m ²	BEMS盤	660円	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	
	建物	293.576m ²	照明器具 (LED)	免除	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月15日）

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>大阪南視覚支援学校</p>	<p>契約の履行完了に伴う検査（履行確認）は、予め決裁により指定された職員が行わなければならないが、下記の業務における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。</p> <p>契約名称：パソコンの購入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年2月25日から同年3月11日まで 2 契約金額：139,260円 3 完了日：令和4年3月1日 4 検査日：令和4年3月1日 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月16日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
大阪南視覚支援学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="546 548 1567 779"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 548 685 663">職員</th> <th data-bbox="685 548 902 663">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="902 548 1231 663">ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th data-bbox="1231 548 1567 663">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 663 685 779">A</td> <td data-bbox="685 663 902 779">令和3年7月19日</td> <td data-bbox="902 663 1231 779">午後2時30分から午後6時30分まで</td> <td data-bbox="1231 663 1567 779">午前10時00分から午後6時30分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年7月19日	午後2時30分から午後6時30分まで	午前10時00分から午後6時30分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】 ※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員のサービスについて、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p> </div>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間							
A	令和3年7月19日	午後2時30分から午後6時30分まで	午前10時00分から午後6時30分まで(全日)							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年1月16日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
大阪南視覚支援学校	<p>30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="510 575 1341 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 575 617 621">職員</th> <th data-bbox="617 575 1341 621">診断書における休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 621 617 772">A</td> <td data-bbox="617 621 1341 772">令和3年7月28日から同年8月27日まで（31日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	診断書における休業期間	A	令和3年7月28日から同年8月27日まで（31日間）	<p>検出事項について、今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員 二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員 三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員 </div>
職員	診断書における休業期間					
A	令和3年7月28日から同年8月27日まで（31日間）					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月16日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
大阪南視覚支援学校	<p>出勤簿を確認したところ、早退ありとなっているものがあつた。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 495 1626 585"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年11月16日</td> <td>早退</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和3年11月16日	早退	年休入力漏れ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因							
A	令和3年11月16日	早退	年休入力漏れ							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月16日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
大阪南視覚支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="442 512 1777 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="442 512 715 590">品種</th> <th data-bbox="715 512 1101 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1101 512 1391 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1391 512 1531 590">数量</th> <th data-bbox="1531 512 1777 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="442 590 715 667" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="715 590 1101 630">光学器具類</td> <td data-bbox="1101 590 1391 667" rowspan="2">平成11年3月8日</td> <td data-bbox="1391 590 1531 667" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1531 590 1777 667" rowspan="2">275,940円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 630 1101 667">ビデオカメラ</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	光学器具類	平成11年3月8日	1	275,940円	ビデオカメラ	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	光学器具類	平成11年3月8日	1	275,940円									
	ビデオカメラ												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年1月16日)

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
大阪北視覚支援学校	<p>通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="528 499 1593 653"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年10月から 令和4年3月まで</td> <td>40,990円</td> <td>29,450円</td> <td>11,540円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和3年10月から 令和4年3月まで	40,990円	29,450円	11,540円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額								
A	令和3年10月から 令和4年3月まで	40,990円	29,450円	11,540円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月28日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
大阪北視覚支援学校	<p>職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="566 474 1561 814"> <thead> <tr> <th data-bbox="566 474 709 583">職員</th> <th data-bbox="718 474 923 583">承認日</th> <th data-bbox="931 474 1240 583">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> <th data-bbox="1249 474 1561 583">免除願の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="566 590 709 814">A</td> <td data-bbox="718 590 923 814">令和3年5月21日</td> <td data-bbox="931 590 1240 814">午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> <td data-bbox="1249 590 1561 814">気象警報(大雨警報)が発令されたため、居住の地域の小学校、保育園が臨時休業となり、子を自宅でみる必要があるため</td> </tr> </tbody> </table>	職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由	A	令和3年5月21日	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	気象警報(大雨警報)が発令されたため、居住の地域の小学校、保育園が臨時休業となり、子を自宅でみる必要があるため	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> </div>
職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由							
A	令和3年5月21日	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	気象警報(大雨警報)が発令されたため、居住の地域の小学校、保育園が臨時休業となり、子を自宅でみる必要があるため							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月28日)

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
高槻支援学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 590 1774 764"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年8月3日</td> <td>令和3年8月3日</td> <td>令和3年8月3日</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和3年8月3日	令和3年8月3日	令和3年8月3日	320円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和3年8月3日	令和3年8月3日	令和3年8月3日	320円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月2日）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
高槻支援学校	<p>管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 548 1665 730"><thead><tr><th data-bbox="516 548 635 638">職員</th><th data-bbox="635 548 961 638">出張先</th><th data-bbox="961 548 1386 638">出張日</th><th data-bbox="1386 548 1665 638">未払旅費額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="516 638 635 730">A</td><td data-bbox="635 638 961 730">大阪市東住吉区</td><td data-bbox="961 638 1386 730">令和3年10月17日</td><td data-bbox="1386 638 1665 730">1,040円</td></tr></tbody></table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	大阪市東住吉区	令和3年10月17日	1,040円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	大阪市東住吉区	令和3年10月17日	1,040円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月2日）

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
高槻支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 554 1685 711"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>滋賀県</td> <td>令和3年7月27日</td> <td>2,660円</td> <td>令和3年9月6日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>滋賀県</td> <td>令和3年7月27日</td> <td>1,870円</td> <td>令和3年9月6日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	滋賀県	令和3年7月27日	2,660円	令和3年9月6日	B	滋賀県	令和3年7月27日	1,870円	令和3年9月6日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日													
A	滋賀県	令和3年7月27日	2,660円	令和3年9月6日													
B	滋賀県	令和3年7月27日	1,870円	令和3年9月6日													

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月2日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																												
高槻支援学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="557 548 1605 1455"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年7月27日</td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年7月29日</td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年8月20日</td> <td>午前8時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和3年7月27日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	B	人間ドック	令和3年7月29日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	C	人間ドック	令和3年8月20日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1754 1360 2665 1625"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																										
A	人間ドック	令和3年7月27日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																										
B	人間ドック	令和3年7月29日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																										
C	人間ドック	令和3年8月20日	午前8時30分から午後0時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																										
根拠	条文	具体例	備考																											
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																											

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月2日)

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
高槻支援学校	借用財産について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
	土地	高槻市富田町1丁目333-1	1.00㎡	通学バス運行に係る交通安全及び事故防止のためのカーブミラー設置	無償	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月2日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																				
高槻支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="439 512 1774 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 512 715 583">品種</th> <th data-bbox="715 512 1101 583">品目 商品名</th> <th data-bbox="1101 512 1391 583">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1391 512 1534 583">数量</th> <th data-bbox="1534 512 1774 583">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 583 715 667">機械器具類</td> <td data-bbox="715 583 1101 667">光学器具類 映写機</td> <td data-bbox="1101 583 1391 667">昭和62年3月17日</td> <td data-bbox="1391 583 1534 667">1</td> <td data-bbox="1534 583 1774 667">400,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 667 715 779">機械器具類</td> <td data-bbox="715 667 1101 779">光学器具類 超短投写距離フロントプロジェクター</td> <td data-bbox="1101 667 1391 779">平成20年7月15日</td> <td data-bbox="1391 667 1534 779">1</td> <td data-bbox="1534 667 1774 779">236,250円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="439 779 715 898">機械器具類</td> <td data-bbox="715 779 1101 898">通信器具類 デジタルハイビジョン液晶テレビ</td> <td data-bbox="1101 779 1391 898">平成18年2月20日</td> <td data-bbox="1391 779 1534 898">1</td> <td data-bbox="1534 779 1774 898">145,950円</td> </tr> </tbody> </table>					品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	光学器具類 映写機	昭和62年3月17日	1	400,000円	機械器具類	光学器具類 超短投写距離フロントプロジェクター	平成20年7月15日	1	236,250円	機械器具類	通信器具類 デジタルハイビジョン液晶テレビ	平成18年2月20日	1	145,950円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																						
機械器具類	光学器具類 映写機	昭和62年3月17日	1	400,000円																						
機械器具類	光学器具類 超短投写距離フロントプロジェクター	平成20年7月15日	1	236,250円																						
機械器具類	通信器具類 デジタルハイビジョン液晶テレビ	平成18年2月20日	1	145,950円																						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月2日)

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
高槻支援学校	<p>消防法で6月ごとに行うよう定められている消防用設備等の機器点検を1年に1回しか実施していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="557 510 1484 636"> <thead> <tr> <th></th> <th>前回点検日</th> <th>令和3年度点検日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器点検 (6月ごと)</td> <td>令和2年12月5日</td> <td>令和4年1月15日</td> </tr> </tbody> </table>		前回点検日	令和3年度点検日	機器点検 (6月ごと)	令和2年12月5日	令和4年1月15日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【消防法】 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1304 2709 1381"> <tbody> <tr> <td>(六)</td> <td>ニ 幼稚園又は特別支援学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。</p>	(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校
	前回点検日	令和3年度点検日								
機器点検 (6月ごと)	令和2年12月5日	令和4年1月15日								
(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校									

【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）】

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
配線	総合点検	1年

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月2日）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
寝屋川支援学校	<p>管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="463 552 1670 732"><thead><tr><th data-bbox="463 552 584 625">職員</th><th data-bbox="584 552 914 625">出張先</th><th data-bbox="914 552 1386 625">出張日</th><th data-bbox="1386 552 1670 625">未払旅費額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="463 625 584 732">A</td><td data-bbox="584 625 914 732">摂津市</td><td data-bbox="914 625 1386 732">令和3年7月28日</td><td data-bbox="1386 625 1670 732">1,360円</td></tr></tbody></table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	摂津市	令和3年7月28日	1,360円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	摂津市	令和3年7月28日	1,360円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月12日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
寝屋川支援学校	<p>出勤簿を確認したところ、出退勤の記録のないものがあった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="528 495 1626 632"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">令和3年11月24日</td> <td>出勤なし</td> <td rowspan="2">年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>退勤なし</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和3年11月24日	出勤なし	年休入力漏れ	退勤なし	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員の勤務時間、休日休暇等に関する事務の取扱いを遵守することを徹底されたい。今後、再発防止のために所属のチェック体制の強化を図られたい。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因								
A	令和3年11月24日	出勤なし	年休入力漏れ								
		退勤なし									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月12日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
寝屋川支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="486 583 1154 768"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 583 620 680">職員</th> <th data-bbox="620 583 908 680">事実発生時期</th> <th data-bbox="908 583 1154 680">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="486 680 620 768">A</td> <td data-bbox="620 680 908 768">令和3年7月</td> <td data-bbox="908 680 1154 768">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和3年7月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和3年7月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月12日）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
守口支援学校	<p>令和3年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="442 516 1665 678"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約名称</th> <th>金額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>厨房建具改修工事</td> <td>418,000円</td> <td>418,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約名称	金額	費用計上すべき金額	令和3年度	厨房建具改修工事	418,000円	418,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> </div> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。
年度	契約名称	金額	費用計上すべき金額							
令和3年度	厨房建具改修工事	418,000円	418,000円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																						
泉北高等支援学校	<p>人間ドック（二次検査含む。）の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 548 1584 1188"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年8月2日</td> <td>午前8時30分から午後2時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで（全日）</td> </tr> <tr> <td>人間ドック（二次検査）</td> <td>令和3年8月24日</td> <td>午前8時30分から午後2時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで（全日）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和3年8月2日	午前8時30分から午後2時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで（全日）	人間ドック（二次検査）	令和3年8月24日	午前8時30分から午後2時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで（全日）	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 （職務に専念する義務） 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 （職務に専念する義務の免除） 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版） 第7章 勤務 7 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく） ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1765 1360 2668 1625"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																				
A	人間ドック	令和3年8月2日	午前8時30分から午後2時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで（全日）																				
	人間ドック（二次検査）	令和3年8月24日	午前8時30分から午後2時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで（全日）																				
根拠	条文	具体例	備考																					
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月6日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
住之江支援学校	<p>特別休暇（服喪休暇）について、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="590 583 1632 747"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>葬儀の場所</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>配偶者の祖父 (休暇日数：1日)</td> <td>福岡県 北九州市</td> <td>令和4年3月15日から 同月16日までの2日間</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日	A	配偶者の祖父 (休暇日数：1日)	福岡県 北九州市	令和4年3月15日から 同月16日までの2日間	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1768 1098 2671 1331"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日															
A	配偶者の祖父 (休暇日数：1日)	福岡県 北九州市	令和4年3月15日から 同月16日までの2日間															
死亡した者	日数																	
父母、配偶者、子	7日																	
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																	
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月24日）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
住之江支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="498 583 1163 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 583 632 682">職員</th> <th data-bbox="632 583 917 682">事実発生時期</th> <th data-bbox="917 583 1163 682">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 682 632 772">A</td> <td data-bbox="632 682 917 772">令和4年3月</td> <td data-bbox="917 682 1163 772">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和4年3月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月24日）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
東淀川支援学校	<p>消防法で6月ごとに行うよう定められている消防用設備等の機器点検を1年に1回しか実施していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="555 510 1486 636"> <thead> <tr> <th></th> <th>前回点検日</th> <th>令和3年度点検日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器点検 (6月ごと)</td> <td>令和3年3月25日</td> <td>令和4年3月25日</td> </tr> </tbody> </table>		前回点検日	令和3年度点検日	機器点検 (6月ごと)	令和3年3月25日	令和4年3月25日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【消防法】 第17条 学校、(中略) その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1576 1304 2709 1381"> <tbody> <tr> <td>(六)</td> <td>ニ 幼稚園又は特別支援学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。</p>	(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校
	前回点検日	令和3年度点検日								
機器点検 (6月ごと)	令和3年3月25日	令和4年3月25日								
(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校									

【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）】

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
堺支援学校	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和3年7月28日（検査日：令和3年7月28日）</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1475 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康観察室 一般電話機増設工事</td> <td>41,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和3年6月1日（検査日：令和3年6月2日）</p> <table border="1" data-bbox="549 835 1475 1010"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学部 5年2組 一般電話機増設工事</td> <td>58,300円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	健康観察室 一般電話機増設工事	41,800円	工事名称	金額	小学部 5年2組 一般電話機増設工事	58,300円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額									
健康観察室 一般電話機増設工事	41,800円									
工事名称	金額									
小学部 5年2組 一般電話機増設工事	58,300円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																											
平野支援学校	<p>講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="543 510 1709 1194"> <thead> <tr> <th>事業の実施日</th> <th>区分</th> <th>講師謝礼の金額</th> <th>源泉徴収額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">令和3年 8月25日</td> <td>誤</td> <td>6,040円</td> <td>510円</td> <td>5,530円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>報償費</td> <td>5,000円</td> <td>510円</td> <td>4,490円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>1,040円</td> <td>0円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>6,040円</td> <td>616円</td> <td>5,424円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>報償費</td> <td>5,000円</td> <td>510円</td> <td>4,490円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>1,040円</td> <td>106円</td> <td>934円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">令和4年 1月11日</td> <td>誤</td> <td>6,040円</td> <td>510円</td> <td>5,530円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>報償費</td> <td>5,000円</td> <td>510円</td> <td>4,490円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>1,040円</td> <td>0円</td> <td>1,040円</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>6,040円</td> <td>616円</td> <td>5,424円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>報償費</td> <td>5,000円</td> <td>510円</td> <td>4,490円</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>1,040円</td> <td>106円</td> <td>934円</td> </tr> </tbody> </table>	事業の実施日	区分	講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額	令和3年 8月25日	誤	6,040円	510円	5,530円	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円	旅費	1,040円	0円	1,040円	正	6,040円	616円	5,424円	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円	旅費	1,040円	106円	934円	令和4年 1月11日	誤	6,040円	510円	5,530円	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円	旅費	1,040円	0円	1,040円	正	6,040円	616円	5,424円	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円	旅費	1,040円	106円	934円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【所得税法】 (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【所得税基本通達】 第4編 源泉徴収 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 <共通関係> (報酬又は料金の支払者が負担する旅費) 204-4 法第204条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因となる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第5号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204-2及び204-3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。</p> </div>
事業の実施日	区分	講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額																																																									
令和3年 8月25日	誤	6,040円	510円	5,530円																																																									
	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円																																																								
		旅費	1,040円	0円	1,040円																																																								
	正	6,040円	616円	5,424円																																																									
	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円																																																								
旅費		1,040円	106円	934円																																																									
令和4年 1月11日	誤	6,040円	510円	5,530円																																																									
	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円																																																								
		旅費	1,040円	0円	1,040円																																																								
	正	6,040円	616円	5,424円																																																									
	内訳	報償費	5,000円	510円	4,490円																																																								
旅費		1,040円	106円	934円																																																									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月17日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
平野支援学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 548 1584 926"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年8月23日</td> <td>午前8時30分から午後2時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和3年8月23日	午前8時30分から午後2時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 服務 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1762 1360 2668 1625"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和3年8月23日	午前8時30分から午後2時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月17日)

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																															
平野支援学校	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="522 548 1516 1682"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>ワクチン接種日</th> <th>ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和3年7月30日</td> <td>午前10時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前10時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月27日</td> <td>午前10時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前10時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>令和3年7月30日</td> <td>午前9時30分から午前11時45分まで</td> <td>午前9時30分から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月27日</td> <td>午前10時00分から午後0時45分まで</td> <td>午前10時00分から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>令和3年7月30日</td> <td>午前10時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前10時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月27日</td> <td>午前10時30分から午後0時30分まで</td> <td>午前10時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td>令和3年8月20日</td> <td>午前9時30分から午前11時15分まで</td> <td>午前9時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td>令和3年9月10日</td> <td>午前9時30分から午前11時15分まで</td> <td>午前9時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>令和3年10月18日</td> <td>午前9時30分から午前11時30分まで</td> <td>午前9時30分から午後5時00分まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">F</td> <td>令和3年11月1日</td> <td>午前10時30分から午後0時15分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>令和3年11月24日</td> <td>午前10時30分から午後0時15分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで (全日)</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>令和4年1月28日</td> <td>午前9時30分から午前11時15分まで</td> <td>午前9時30分から午後5時00分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年7月30日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで	令和3年8月27日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで	B	令和3年7月30日	午前9時30分から午前11時45分まで	午前9時30分から午後4時30分まで	令和3年8月27日	午前10時00分から午後0時45分まで	午前10時00分から午後4時30分まで	C	令和3年7月30日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで	令和3年8月27日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで	D	令和3年8月20日	午前9時30分から午前11時15分まで	午前9時30分から午後5時00分まで	令和3年9月10日	午前9時30分から午前11時15分まで	午前9時30分から午後5時00分まで	E	令和3年10月18日	午前9時30分から午前11時30分まで	午前9時30分から午後5時00分まで	F	令和3年11月1日	午前10時30分から午後0時15分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	令和3年11月24日	午前10時30分から午後0時15分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)	G	令和4年1月28日	午前9時30分から午前11時15分まで	午前9時30分から午後5時00分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について(通知)(令和3年6月3日付け教職企第1398号)】※ 新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について、別添のとおり取り扱い願います。 別添6 新型コロナワクチン接種を受ける医療従事者等に該当する教職員以外の教職員(令和3年2月17日から適用) 職務に専念する義務の免除(必要と認める期間又は時間) ※【職務に専念する義務の免除に係る取扱いについて(通知)(令和3年6月2日付け大人委第1349号)】による。</p>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																																														
A	令和3年7月30日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで																																														
	令和3年8月27日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで																																														
B	令和3年7月30日	午前9時30分から午前11時45分まで	午前9時30分から午後4時30分まで																																														
	令和3年8月27日	午前10時00分から午後0時45分まで	午前10時00分から午後4時30分まで																																														
C	令和3年7月30日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで																																														
	令和3年8月27日	午前10時30分から午後0時30分まで	午前10時30分から午後5時00分まで																																														
D	令和3年8月20日	午前9時30分から午前11時15分まで	午前9時30分から午後5時00分まで																																														
	令和3年9月10日	午前9時30分から午前11時15分まで	午前9時30分から午後5時00分まで																																														
E	令和3年10月18日	午前9時30分から午前11時30分まで	午前9時30分から午後5時00分まで																																														
F	令和3年11月1日	午前10時30分から午後0時15分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																																														
	令和3年11月24日	午前10時30分から午後0時15分まで	午前8時30分から午後5時00分まで (全日)																																														
G	令和4年1月28日	午前9時30分から午前11時15分まで	午前9時30分から午後5時00分まで																																														

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月17日)

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
平野支援学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="543 510 1768 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 510 807 590">品種</th> <th data-bbox="807 510 1115 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="1115 510 1400 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1400 510 1537 590">数量</th> <th data-bbox="1537 510 1768 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 590 807 695" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="807 590 1115 646">通信器具類</td> <td data-bbox="1115 590 1400 695" rowspan="2">平成8年2月28日</td> <td data-bbox="1400 590 1537 695" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1537 590 1768 695" rowspan="2">159,341円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 646 1115 695">ワイヤレス機器</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	通信器具類	平成8年2月28日	1	159,341円	ワイヤレス機器	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	通信器具類	平成8年2月28日	1	159,341円									
	ワイヤレス機器												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年11月17日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
東住吉支援学校	<p>職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="587 472 1576 774"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 472 730 583">職員</th> <th data-bbox="730 472 940 583">承認日</th> <th data-bbox="940 472 1258 583">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> <th data-bbox="1258 472 1576 583">免除願の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 583 730 774">A</td> <td data-bbox="730 583 940 774">令和3年4月28日</td> <td data-bbox="940 583 1258 774">午後3時00分から午後5時00分まで</td> <td data-bbox="1258 583 1576 774">妻が新型コロナウイルス濃厚接触者判断のために自宅待機となり、幼稚園への子どもを迎えを行うため。</td> </tr> </tbody> </table>	職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由	A	令和3年4月28日	午後3時00分から午後5時00分まで	妻が新型コロナウイルス濃厚接触者判断のために自宅待機となり、幼稚園への子どもを迎えを行うため。	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前2号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する規則】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> </div>
職員	承認日	職務に専念する義務の免除を承認した時間	免除願の理由							
A	令和3年4月28日	午後3時00分から午後5時00分まで	妻が新型コロナウイルス濃厚接触者判断のために自宅待機となり、幼稚園への子どもを迎えを行うため。							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年12月8日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																							
<p>刀根山支援学校</p>	<p>人間ドック（二次検査含む。）の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、検査に要した時間以上に職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="522 548 1567 1150"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック (二次検査)</td> <td>令和3年 8月25日</td> <td>午後1時00分 から 午後4時15分 まで</td> <td>午後1時00分 から 午後5時15分 まで</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>人間ドック</td> <td>令和3年 9月3日</td> <td>午前8時30分 から 午後3時30分 まで</td> <td>午前8時30分 から 午後5時00分 まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック (二次検査)	令和3年 8月25日	午後1時00分 から 午後4時15分 まで	午後1時00分 から 午後5時15分 まで	B	人間ドック	令和3年 9月3日	午前8時30分 から 午後3時30分 まで	午前8時30分 から 午後5時00分 まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等（制度解説）】（府立学校版） 第7章 サービス 7 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく） ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1745 1360 2650 1625"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 第2条 第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																					
A	人間ドック (二次検査)	令和3年 8月25日	午後1時00分 から 午後4時15分 まで	午後1時00分 から 午後5時15分 まで																					
B	人間ドック	令和3年 9月3日	午前8時30分 から 午後3時30分 まで	午前8時30分 から 午後5時00分 まで (全日)																					
根拠	条文	具体例	備考																						
条例 第2条 第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・ 子宮がん検診、大腸 検査等 (以下略)	(略)																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月30日）

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>大阪水上警察署</p>	<p>本署1階署長室手洗い給水管修理の施工に伴う契約について、履行を確認できる書類を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：本署1階署長室手洗い給水管修理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和3年6月8日 2 契約金額：31,900円 3 完了日：令和3年6月8日 4 検査日：令和3年6月8日 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出の命令)</p> <p>第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第40条関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支出命令者は、支出負担行為に基づき支出の命令をしようとするときは、財務会計システム等（財務会計システム、物品調達システム及び人事給与福利厚生情報管理システムをいう。以下同じ。）を使用して作成した支出命令伺書に、請求書、支給に関する調書等の必要書類（物品の購入及び修理については、納品又は履行を確認できる書類を含む。）を添付し、これに決裁をしたのち規則第40条に規定する出納員に送付して支出の命令をするものとする。 </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月18日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
西成警察署	<p>強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：強制採血に係る経費の支出</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和3年7月21日 2 経費支出伺書の起案日：令和3年8月18日 3 経費支出伺書の決裁日：令和3年8月18日 4 支出負担行為額：6,230円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年1月31日）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>茨木警察署</p>	<p>大型輸送車用尿素水の購入に係る経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁において、支出負担行為額を誤り、購入物品の納入後に変更の起案決裁を行っていた。</p> <p>契約名称：大型輸送車用尿素水の購入</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約金額：2,288円 2 支出負担行為額：2,080円 3 物品納入日：令和3年7月7日 4 経費支出変更伺書の起案日：令和3年7月21日 5 経費支出変更伺書の決裁日：令和3年7月21日 6 支出負担行為変更額：208円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月30日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>豊能警察署</p>	<p>本署ガソリンスタンド修理の施工に伴う契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：本署ガソリンスタンド修理の施工に伴う契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年2月25日から同年3月4日まで 2 完了年月日：令和4年3月1日 3 経費支出伺書の起案日：令和4年3月1日 4 経費支出伺書の決裁日：令和4年3月1日 5 支出負担行為額：56,430円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
池田警察署	<p>自動車修繕に伴う単価契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。</p> <p>契約名称：自動車修繕に伴う単価契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 2 令和4年3月分請求日：令和4年4月5日 3 経費支出変更伺書の起案日：令和4年4月7日 4 経費支出変更伺書の決裁日：令和4年4月7日 5 経費支出変更伺書の起票日：令和4年3月9日 6 支出負担行為変更額：310円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項														
豊中警察署	<p>借用財産の契約相手方の変更について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="451 535 1647 751"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>相手方氏名</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>豊中市蛍池西町3丁目555</td> <td>0.50m²</td> <td>通信設備設置</td> <td>(注) B</td> <td>無償</td> <td>平成22年2月1日から令和69年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成28年4月1日に契約の相手方がAからBに変更となったが、公有財産台帳では、「A」のまま放置されていた。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	相手方氏名	年間借用料	借用期間	建物	豊中市蛍池西町3丁目555	0.50m ²	通信設備設置	(注) B	無償	平成22年2月1日から令和69年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	相手方氏名	年間借用料	借用期間										
建物	豊中市蛍池西町3丁目555	0.50m ²	通信設備設置	(注) B	無償	平成22年2月1日から令和69年3月31日まで										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
河内警察署	<p>光熱水費等負担金の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。</p> <p>契約名称：光熱水費等負担金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 2 経費支出変更伺書の起案日：令和4年4月26日 3 経費支出変更伺書の決裁日：令和4年4月26日 4 支出負担行為変更額：24,590円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月10日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
八尾警察署	<p>工事により撤去した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳の登録から除却までの手続が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="546 499 1255 632"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリカー</td> <td>雑工作物</td> <td>3本</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	バリカー	雑工作物	3本	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 （5）売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> </div>
財産名称	種目	数量						
バリカー	雑工作物	3本						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>交野警察署</p>	<p>強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>契約名称：強制採血に係る契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年1月28日 2 経費支出伺書の起案日：令和4年2月17日 3 経費支出伺書の決裁日：令和4年2月17日 4 支出負担行為額：11,030円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【令和4年4月1日付け改正前の大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
河内長野警察署	<p>警察署の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="522 558 1374 684"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 558 1160 621">物件名</th> <th data-bbox="1160 558 1374 621">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 621 1160 684">河内長野市案内板</td> <td data-bbox="1160 621 1374 684">1</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	河内長野市案内板	1	<p>検出事項について、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 </div>
物件名	数量					
河内長野市案内板	1					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月25日）